

TTC スペクトル管理 SWG 寄書

日付：2004年12月10日

提出元：株式会社アッカネットワークス、ソフトバンクBB株式会社

題名：導入判定基準値（仮称）の検討内容の明確化について(補足)

はじめに

本寄書は、寄書SMS-20-NTTE-02に対する回答である。

2.1項に対して

導入判定基準値を導入することにより、DSL利用者の利用環境が現行のスペクトル管理より良好に維持されると判断している。

従って、導入目的を下記のように修正する。

「DSL利用者の利用環境の維持を目的に、第3版制定以降新たにスペクトル適合性を評価するシステムに対し、スペクトル適合性判定基準を現状より厳しくし、新規に導入されるシステムが、既存伝送方式へ与える漏洩による影響を軽減させる。」ことを目的とし、事業者間合意の基づき、保護判定基準と併せて設定する。

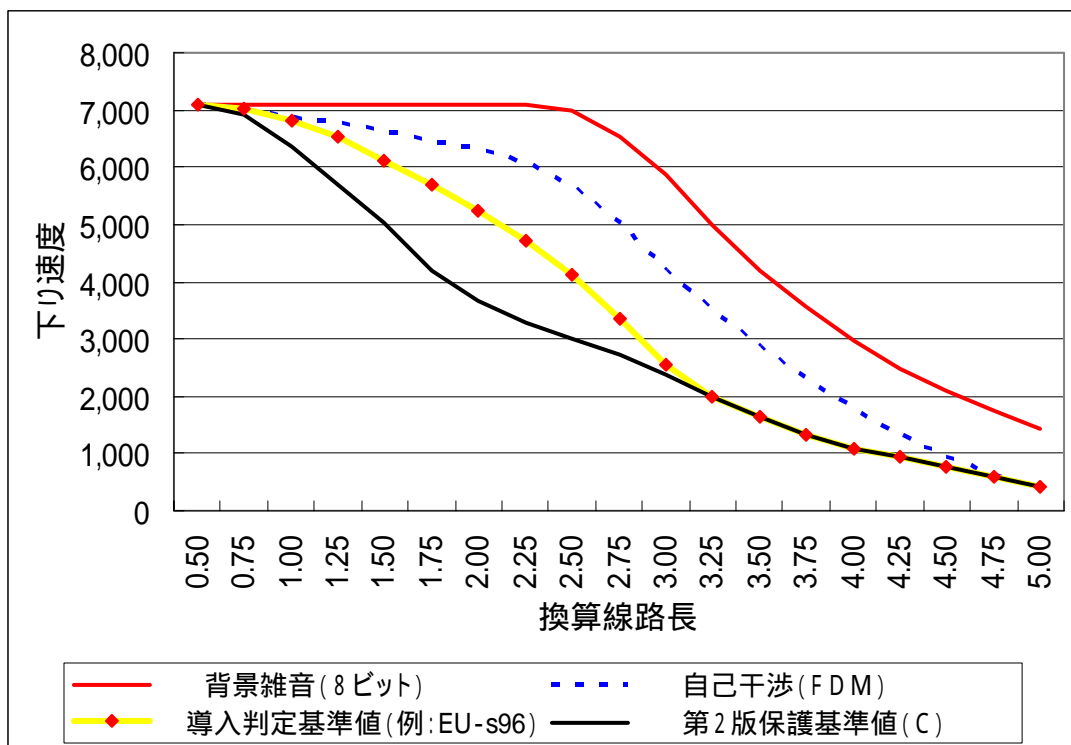
2.2項に対して

SMS-20-NTTE-02の指摘のように、既存伝送システムの導入が続く限り、既存DSL利用者の平均的速度は維持されない。言い換えれば、総量規制をしない限り、既存DSL利用者の平均的速度は維持されない。

しかしながら、導入判定基準値を導入することにより、下記のように、DSL利用者の利用環境は現行のスペクトル管理よりは良好に維持され、且つ改善される可能性がある。

- (ア) 保護判定基準値だけによる管理であると、既存の干渉の大きいADSL回線（例：EUシステム）より更に干渉の大きいDSL回線の導入が可能となる。
- (イ) 既存の干渉の大きいADSL回線より更に干渉の大きいDSL回線の導入が抑制されれば、ISDN回線の減少に伴い既存DSL利用者の平均的速度は改善される。すなわち、次図に示す現在 と の間に分布している既存DSL利用者の伝送性能値は と の間に分布する状態に近づく。
- (ウ) しかしながら、既存の干渉の大きいADSL回線より更に干渉の大きいDSL回線が導入され続けられれば、既存DSL利用者の平均的速度は改善されることはない。

導入判定基準値の導入は、既存の干渉の大きいADSL回線より更に干渉の大きいDSL回線の導入を抑制することが目的である。



2. 3項に対して

-) 前回の提案に反対されるメンバーがいた。
目的と設定方法の関係は前項に記述したとおりである。
-) 導入判定基準値は、クラスAシステムの最低伝送速度を保証するものではないので Annex C で代表させることとした。
-) 原則として、緩和措置を行わない。
長遠化システムに対しては、必要なら換算線路長 X k m 以上とする利用制限を設定することにより対処可能である。
-) 指摘の点は、導入判定基準値に限らず、現行のスペクトル管理全般に係わる問題と考える。

以上

湯浅重数
菊池弘人
岡崎浩治
富田邦明